平成２４年（フ）第２５０７号
福岡市南区平和２丁目２番25―302号
債務者　白川　秀人
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５０８号
福岡市南区平和２丁目２番25―302号
債務者　白川雄美子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５１２号
福岡市早良区城西２丁目３番42―103号
債務者　関　　孝教
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５２１号
福岡県筑紫野市大字山家4282番地１
債務者　松原裕一郎
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５２２号
福岡県筑紫野市大字山家4282番地１
債務者　松原　恵美
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３１号
福岡市博多区東那珂１丁目15番55―106号
債務者　荒木　哲実
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５３号
福岡市城南区別府３丁目４番28―207号
債務者　竹富　孝生
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６６号
福岡市南区野間２丁目５番５号
債務者　崎畑　陽平
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８３号
福岡市西区大字小呂島29番地
債務者　小田タキエ
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８４号
福岡市西区大字小呂島29番地
債務者　小田クルミ
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８５号
福岡市中央区薬院２丁目４番35―903号
債務者　井澤　理絵
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９０号
福岡市南区野多目１丁目10番21―406号
債務者　長田　彰子（旧姓大石）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１５号
福岡県宗像市公園通り２丁目16番10号
債務者　和田　康之
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１６号
福岡県宗像市公園通り２丁目16番10号
債務者　和田　晃子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１９号
福岡市南区和田１丁目４番50―205号
債務者　内崎　幸二
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２７号
福岡市東区唐原４丁目５番11―102号
債務者　松熊　秀典
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３４号
福岡市東区千早５丁目５番43―1209号
債務者　清水　　晃
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５１号
福岡市南区花畑２丁目39番１―102号
債務者　吉田　正司
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部